

東根市大平山みはらし霊園の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、東根市大平山みはらし霊園(以下「霊園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、もって市民の公衆衛生及び福祉の増進に資することを目的とする。

(設置、名称及び位置)

第2条 前条の目的を達成するため、霊園を設置する。

2 前項の霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 東根市大平山みはらし霊園

(2) 位置 東根市大字大江新田字高岡54番1

(墓地)

第3条 霊園に墓地を設ける。

2 墓地は、墳墓又は碑石若しくは形象類(以下「工作物」という。)を建設する場所とする。

3 墓地は、焼骨、遺骨又は遺品を埋蔵するために使用するものとする。

4 墓地の種類及び区画面積は、別表のとおりとする。

(使用者の資格)

第4条 墓地を使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

(公募及び選考)

第5条 市長は、墓地の使用について、墓地を使用しようとする者を募集し、選考するものとする。

2 前項の公募及び選考について必要な事項は、市長が別に定める。

(使用許可)

第6条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、墓地の使用を許可したときは、墓地使用許可証(以下「許可証」という。)を交付するものとする。

(使用者の責務)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、墓地を適正に管理しなければならない。

(使用の制限)

第8条 市長は、墓地の管理上必要と認めたときは、使用者に対し、使用の制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。

(使用権の承継)

第9条 使用者の死亡その他の事由が生じた場合は、当該使用者の相続人又は親族若しくは縁故者で祭祀を主宰する者(以下「承継人」という。)は、墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)を承継することができる。

2 使用権の承継を受けようとする者は、当該承継する事由が生じたときは、速やかに市長に申請し、使用権の承継の許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 墓地の使用者は、使用許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、分割して納付することができるものとする。

2 使用料の額は、1区画当り190,000円とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(管理料)

第11条 墓地の使用者は、毎年度管理料を納付しなければならない。

2 管理料の年額は、1区画当り3,000円とする。

3 既納の管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(再交付手数料)

第 12 条 使用者は、許可証の再交付を受けるときは、1 件につき 400 円の手数料を納付しなければならない。

(管理料の減免)

第 13 条 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減額又は免除することができる。

(墓地の返還)

第 14 条 使用者の都合により墓地を返還するときは、速やかに原状に復さなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。

(2) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 使用料を滞納し、その期間が 3 年を超えたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消されたとき、使用者であった者は、速やかに原状に復して返還しなければならない。

3 使用者であった者が前項の措置を行わない場合は、市長が代ってこれを行い、その費用をその者から徴収することができる。

(使用権の消滅)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

(1) 使用者が死亡した後、承継人がいないとき。

(2) 使用者が所在不明となり、かつ、承継人がいないとき。

(状況調査)

第 17 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、所在不明となった使用者等の所在などについて調査することができる。

(改葬及び移転)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定により使用権が消滅したときは、当該墓地を改葬し、その墳墓及び碑石等を移転することができる。

(行為の禁止)

第 19 条 霊園内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が霊園の管理運営上必要と認めた場合は個の限りでない。

(1) 霊園内の施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形状を変更すること。

(4) 物品の販売その他の営利行為をすること。

(5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、霊園の管理に支障をきたす行為をすること。

(免責)

第 20 条 市長は、天災等の不可抗力及び盗難により工作物に損害が生じた場合については、その責を負わない。

(損害賠償)

第 21 条 故意又は過失により霊園の施設、附属設備、備え付けの器具その他の工作物を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(供用開始)

- 2 前項の規定にかかわらず、墓地の供用開始は、市長が告示で定める日からとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

墓地の種類	間 口	奥 行	区画面積
規 制 墓 地	2 メートル	2 メートル	4 平方メートル